

宇部市公文書等管理条例検討委員会（第1回） 会議録要旨

日時：令和5年11月2日 14時～

場所：本庁5階 第1委員会室

●委員長・副委員長の選任

出席委員：弘藤委員、林委員、脇委員、大野委員（全員出席）

⇒委員長：弘藤委員、副委員長：林委員に決定。

●審議の概要

質問①

素案第5条の第1項と第3項について

第1項は「公文書を作成したときは保存期間及び保存期間満了日を設定しなければならない」とあり、第3項は「公文書ファイルの保存期間及び保存期間満了日を設定しなければならない」とある。公文書ファイルにするタイミングが不明だが、時間差で同じことをするということか？

質問①の回答

実務上は、公文書を作成する時点で、どの公文書ファイルに入れるかを定めるようになるため、流れとしては、まず公文書ファイルの保存期間等を定め公文書ファイルを作成し、公文書を作成した際に、その公文書をどの保存期間の公文書ファイルに保存するかを選択することになる。

質問②

特定歴史公文書についての基準等はどこで定めるのか？

質問②の回答

条例施行に伴い宇部市文書取扱規程を改正予定であるが、文書取扱規程に選別基準を別表で規定し、特定歴史公文書とする文書について示す予定。

質問③

公文書等管理委員会の役割は。諮問を受けて、委員会はどういう行為をするのか。

質問③の回答

廃棄予定の文書について委員会に諮問するので、文書を保存すべきか又は廃棄しても良いかについて判断してもらい、答申をしていただく。

質問④

第26条の運用について、一度特定歴史公文書と判断したものを、どんな理由でこの特定歴

史公文書は廃棄しても良いという判断をするのか。特別重要でなくなったかどうかについて見直すための一定の機会は設けるのか。

質問④の回答

30年を既に経過している文書は、一旦特定歴史公文書として保存するよう想定している。今後、保存期間30年満了を迎える文書について委員会で審議いただくが、過年度と見比べ、選別の結果廃棄となった簿冊と同じ名前の簿冊については、廃棄となる可能性が高いのではと想定している。

特別重要でなくなった場合について、見直すタイミングについてはまだ想定していない。

質問⑤

寄贈文書は対象ではないという理解で良いか。

質問⑤の回答

寄贈文書についての条項を設けていないのは、基本的には公文書とは市の業務で取得・作成したものである、という位置づけなので、特に寄贈されたものについて規定する考え方には立っていないという整理である。

意見①

公文書の利用制度は、市民に利用しやすい制度であるべきである一方で、必要な規制は設けるべき。第14条に本人情報の取扱いについて規定があるが、本人の健康、生活とはどこまでの範囲を想定するのか。例えば、公にしない条件で提供された資料についても、利用に制限を設けた方が良いと考える。

意見②

まず、公文書が大変重要なものであるということを市民に理解してもらうのが大事。

意見③

第1条の規定中、「市民共有の知的資源として」を「市民共有の知的資源であり」に変更してはどうか。

意見④

特定歴史公文書をどこで定めてどういうルールで決めているのか、条例の中に紐づいている規定が無い。その取扱いが重要であるにも関わらず、条例を見てもそれがどこから出てきたのかがわからないので検討してほしい。

意見⑤

パブリックコメントを募集する際には、市民にわかりやすいよう「特定歴史公文書とは何か」を示した上で、意見聴取した方がよい。

<決>

全会一致で、条例素案は可決された。